第5章 結 語

以上4章にわたり平城宮跡内の兵部省地区に関する発掘調査の成果を報告した。ここで要約 をかねて若干の問題点あるいは今後の課題について言及しておこう。

調査では、平城京遷都当初に造営された遺構群 (下層)と、その廃絶後に整地を行って造営した遺構群 (上層)とを確認した。調査地のすぐ東南には、平城宮の南面東門である壬生門が南面大垣に開くが、下層の時期にここに築地塀の南面大垣は、まだなく、その16m 北側に東西方向の大規模な掘立柱塀SA1765がつくられ、これが平城宮の南側を区画する施設であった。この時期に属する顕著な建物遺構は確認していない。その理由の一つは、上層遺構の遺存状況が良好であるため、整地土層を排除して下層遺構を全面的に検出するには、上層遺構を壊さなければならず、特別史跡として保存されている遺跡の保護のために、下層遺構の調査は最小限度にとどめることが求められたことにある。それでも、なお、部分的な下層検出調査を通じて、建物遺構は稀薄であると判断された。

上層は、一辺が73m ほどのほぼ正方形の区画施設と、その内部の8棟の瓦葺き礎石建物群で構成される。区画内部は東西棟の正殿を中軸線上に置き、東西の前面に各2棟の南北棟を配置する、典型的な左右対称の建物配置であることが判明した。これは平城宮において、朝堂院などの宮殿地域以外では初めての確認例である。この南に開いたコの字型配置は、各地の地方官衙の政庁中枢部にも広く採用されており、地方支配制度の歴史的展開を検討する上で重要な知見となろう。また区画内の建物群は、その基壇の外装や高さの違いから、建築様式に明確な序列化が実施されていることが類推された。このことは、建物の機能を評価する有効な根拠とみなすことができるとともに、他の場所で確認された建物遺構の性格を検討する際にも有力な視点を提供する。

上層の遺構群はいくつかの根拠に基づいて、兵部省の跡であると判断した。兵部省の職掌は、奈良時代にあっては、武官の人事、全国の兵士と兵器・軍事施設などの管理などがあり、全国の軍事および情報通信網を統括する大きな役割を担っていた。兵部省の前身は675年に史料に初めて現れる兵政官まで遡り、701年に制定された大宝令で、兵部省と改称される。

今回報告する兵部省とは、壬生門の中軸線と対称的な位置に、ほぼ同じ規模、建物配置を持つ式部省が配置されていたことが、これまでの調査で明らかになっている。式部省は官人の人事を担当する、強大な実権をもった官庁であるが、遺構の上では、双子の官庁とも評されるように、兵部省と酷似した存在形態を示しており、この状況は後の平安京に踏襲される。史料の分析を通じて、当初、かならずしも式部省と同格ではなかった兵部省の実権が増強されるのは天平初年(730年代前半)のことと判断される。調査で確認した兵部省の遺構は上層に存在し、その前段階の兵部省の所在は不明であるが、この(後期)兵部省の造営が、天平初年の、兵部省が式部省と拮抗する権威を確立するという政治動向と密接に関係すると考える。

しかし問題は残される。(後期) 兵部省の建物群に使用されていた屋根瓦は、軒丸6282G 型式 - 軒平瓦6721F 型式、それに6225A - 6663Cb のセットが大半を占めている。これらの軒瓦は、従来、740年(天平12)以降、恭仁京や紫香楽宮、難波京などに遷都を繰り返し、745年に平城京

に還都した直後の、東区朝堂院や第二次大極殿などの平城宮中枢部の大規模な造営に使用されたものであると考えられており、そうであれば、(後期) 兵部省の造営が天平初年であるとの先の判断とは矛盾をきたすことになる。しかし、近年の研究動向に従えば、まだ確定的な定見とはみなしえないものの、6282 - 6721型式あるいは6225 - 6663型式の発現時期は740年以前にさかのぼる可能性も指摘されている。

この上層兵部省の造営時期についての明解は、本報告書の範囲では見出すことができない。ただし、4-3-15で言及したように、(後期) 兵部省とは南面大垣を距ててすぐ南に位置する二条大路北側溝 SD1250から「兵部」、「兵部厨」などといった明確に兵部省を示す墨書土器がみつかっている。SD1250出土の土器群は従来平城宮出土土器のII 段階に位置づけられている。この段階の略年代については、上限は和銅末年(715年頃)、下限については SD1250で共伴した神亀4年~天平6年(727~734)の紀年木簡を根拠として、全体として715~730年頃と考えられている。これを、史料から接近しえた(後期)兵部省の造営年代である天平初年と平仄があうものとして積極的に評価するか、あるいは、これら墨書土器は、今のところ杳として所在の知れない前期兵部省に関わるものである可能性を保留しておくか、判断しがたいところであることは否めない。今後、周辺地域とくに式部省とその東側に展開する神祇官であることが判明した官衙地域などの発掘調査の成果を十分検討し、また軒瓦6282、6721、6225、6663型式などの年代的位置づけについての、いっそうの追究作業を通じて、より明確な歴史事実を提示することが可能になることと確信している。

この調査では、調査地の西端付近を南流する基幹排水路 SD3715からの多量の出土品も注目される。土器では、奈良時代末期の須恵器資料に特徴的な傾向が認められた。172点に及ぶ木簡の記載内容も、周囲の空間の性格を示唆していることが明かになった。また、特に調査地の北辺付近から弥生時代の複数の竪穴住居跡がみつかり、奈良盆地北域では稀有な弥生時代前期新段階のものであることがわかった。弥生時代の石包丁、石鏃、石斧なども多数出土し、井戸跡から一括出土した古墳時代前期の土師器群の存在とともに、平城宮の造営以前のこの地域の歴史状況を復原する資料を蓄積することができた。

なお、本書では、兵部省という、一つの典型的な官衙区画が解明されたことをもとにして、 平城宮内でこれまで調査され、報告されている官衙区画について、再検討を行った。とくに、 各官衙区画の設定規格を明らかにし、使用尺度との関わりで、造営年代を検討した。また平城 宮内の宮殿や官衙区画の間に設定されている通路遺構について全体的な検討を施した。加えて、 平城宮跡の遺存地割について、それが平城宮廃絶後の田畑経営の経済的必要性に促されて新た に施工されたのであるとする近年の学説に対して、その判断は間違いであり、平城宮跡に残さ れる水田畦畔を中心とした遺存地割は、平城宮廃絶当時の官衙、宮殿区画を如実に反映したも のであることを実証し、従来不完全であった、宮内全域の遺存地割による区画復元を試みた。

¹⁾ 奈良県教育委員会1995「V (考察)-2 (瓦塼類)」『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』(奈文研編) など。

²⁾ 奈良文化財研究所1991「Ⅵ-2-C 平城京土器 の大別」『平城宮発掘調査報告 X Ⅲ』。